

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、配車係として勤務していたが、平成〇年〇月からは介護タクシーの事務や訪問介護の業務に従事していた。

請求人によると、会社専務から日常的に業務を押し付けられ、平成〇年〇月頃には社内で不正請求の噂のあった「地域生活支援事業の移動支援」に係る請求事務を担当するように命じられ、また同年〇月〇日には会社社長から出張に関して叱責されなどしたことから体調不良になったとして、平成〇年〇月〇日Dクリニックに受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、社長や専務の暴言などにより精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、主治医であるE医師は、意見書で、要旨、傷病名を「F 3 2. 1 中等症うつ病エピソード」とし、発病時期の特定は困難であるも、社会的活動が困難になった平成〇年〇月末から〇月初めと述べており、F医師は、意見書で、要旨、パニック障害を併発している可能性はあるが、傷病名は「F 3 2 うつ病エピソード」であるとし、発病時期はDクリニックに受診した平成〇年〇月〇日頃であると述べている。

当審査会としては、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、Dクリニックに受診した平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F 3 2. 1 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人は、業務における心理的負荷になった出来事として、「G専務から移動支援の請求事務の担当を命じられたこと」、「平成〇年〇月〇日に利用者宅での支援業務中に左膝を痛めたこと」、「膝の痛みで平成〇年〇月〇日と〇日の2日間休んだ際、仮病扱いされたこと」、「平成〇年〇月〇日のH市への出張につい

て、I社長から連絡がなかったなどと強く叱責されたこと」及び「平成〇年〇月から〇月にかけて、G専務から『〇のおばちゃん』『配車室には男性が多いので嬉しいやろ』などのセクシャルハラスメントを受けたこと」などがあったと主張している。

ア このうち、「G専務から移動支援の請求事務の担当を命じられたこと」について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、Jが、会社は移動支援請求事務で不正請求を行っていると言っており、会社内でも不正請求（その内容は移動支援の介護業務にあたった日数単位の水増しなど）の噂を耳にしていたことから、自分が不正請求に関わっていることが分かれば介護福祉士の資格が取り消されるのではないかなどの不安の気持ちで一杯であった旨述べている。この点、請求代理人も、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、請求人は不正な処理を引き継がなくてはならないのかと不安になっていた旨述べており、請求人が移動支援請求事務における不正請求に携わることになるのではないかと不安を抱いていたことは事実であると思料される。しかし、実際に不正な請求が行われていたことを示す客観的な証拠はなく、事実関係は不明であると言わざるを得ない。当審査会としては、仮に会社が不正な請求を行う事務処理を行っていたとしても、請求人自身が結果として当該事務に従事することはなかったものであることから、認定基準における業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であるとする審査官の結論は妥当であると判断する。

イ 当審査会においては、上記ア以外の各出来事に関しても心理的負荷の強度について認定基準に基づき評価したが、決定書理由第2の2の（2）のイの（イ）ないし（カ）に説示するとおり、総合評価はすべて「弱」であると判断するところであり、業務による心理的負荷の全体評価は、「弱」とするのが相当であると判断する。

（4）その他、請求人から提出された資料について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。

（5）したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。